

議案第46号

専決処分の承認を求めることについて（入間市国民健康保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月5日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応として、当該感染症に関する傷病手当金の支給を実施するため、急遽所要の改正を行う必要が生じ、令和2年5月1日に入間市国民健康保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
専決処分する。

入間市国民健康保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
（別紙）

令和2年5月1日

入間市長 田 中 龍 夫

入間市国民健康保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(入間市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 入間市国民健康保険条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次条第2項において」を「以下」に改める。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、当該額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 附則第2条の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第5条 附則第2条から前条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用する。

(入間市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 入間市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加える。

(8) 埼玉県広域連合条例第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。